

働く ママ&パパを サポート

知っておいて損のない手当金や、
制度を紹介します。



▶ 出産後も仕事を続けるお母さんのための制度

出産手当金

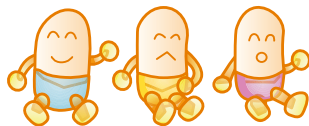
産休中の生活を支えるために、出産される方の勤務先の健康保険から支給されるものです。産休中も給与が支払われる場合や、国民健康保険に加入している方、専業主婦の方等は対象になりません。支給金額の目安は、標準報酬日額×3分の2です。

手続きは、健康保険の種類によって異なりますので、出産される方の加入している健康保険窓口へお問い合わせください。

パパ・ママ育休プラス制度

「パパ・ママ育休プラス」は、母親と父親がともに育児休業を取得する場合、取得できる期間を「子どもが1歳2か月に達するまで」に延長する制度です。

「パパ・ママ育休プラス」により延長された期間も含め、育児休業期間中は、雇用保険の「育児休業給付金」として、育児休業開始賃金月額50%（育児休業の開始から6か月は67%）が支給されます。



【お問い合わせ】 愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎089-935-5222

産休・就業について

[妊産後の就業]

妊娠中や産後の女性は就業について次のように法律で守られています。

- 妊娠中の女性はほかの軽易な業務への転換を請求できます。
- 事業主は妊産婦(妊娠中の女性および産後1年を経過していない女性)が請求した場合、時間外労働、休日労働および深夜業をさせてはならず、変形労働時間制については、法定労働時間を超えて労働させてはいけません。
- 有害業務への就業は禁じられています。
- 1歳に満たない子どもがいる女性は1日2回30分ずつの育児時間を請求できます。

[産前産後の休業]

次の対象となる女性は休業を請求できます。また妊娠4か月以上であれば死産・流産の場合も含まれます。

産前休業	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性は、休業を請求できます。出産予定日より出産が遅れたり、早くなったりした場合でも、実際の出産当日まで産前休業となります。 ※出産当日は産前休業に含まれます。
産後休業	基本的には産後8週間です。ただし、産後6週間を過ぎた後、本人が復職を希望した場合、医師が支障ないと認めた業務に、事業主が就かせることは差し支えありません。産後6週間は強制休業期間で休みを申請しなくても出産日の翌日から休業になります。

【お問い合わせ】 愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎089-935-5222

育児休業給付

雇用保険の被保険者の方が、1歳(保育所に入所できないなどの場合は最長2歳)に満たない子どもを養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付金の支給を受けることができます。2か月毎の申請が必要で休業開始時賃金月額50%(育児休業の開始から6か月は67%)が支給されます。

【お問い合わせ】 ハローワーク四国中央 ☎0896-24-5770